

# 請願・陳情等について

市政に関することで、意見や要望があるときは、どなたでも市議会に請願や陳情等を提出することができます。なお、請願書を提出する場合には、市議会議員の紹介を必要とします。

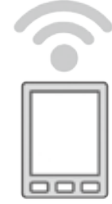
請願書の作成、提出については、議会事務局までお問い合わせいただくか、または川越市議会ホームページをご覧ください。

議会事務局 電話：049-224-6067  
川越市議会公式ホームページ  
<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shigikai/index.html>

【川越市議会ホームページ】から【請願、陳情等】の順にクリックしてください。

問道路の不具合等の通報にスマートフォンアプリを利用し、GPS機能により位置と写真で状況を把握するシステムを導入してはどうか。

答建設部長 スマートフォンなどで写真や位置情報を知らせてもらうことにより、市民からは連絡しやすく、市としても状況の把握や場所の特定がしやすいことから、通常



やまぶき会 矢部 節 18  
道路損傷の通報アプリ導入

自治防災と安心社会  
通学路の安全性と道路

時も含め、非常時も一定の効果があると考えられる。アプリの導入については、他市の取り組み状況や市内部で関連する部署と調整を図りながら検討していきたいと考えている。

## 市政報告

今定例会では、議案以外に市政の重要事項として、5件の報告がありました。報告内容は、11～13ページをご覧ください。

市政報告の内容および市政報告に対する質疑については、今定例会の会議録（8月下旬頃から、川越市議会ホームページまたは図書館等）よりご覧いただけます。なお、タイトルに※印のある市政報告は、インターネット録画放送（川越市議会ホームページから）よりご覧いただけます。

### 市内中学生傷害事件に係る対応について\*

#### 教員の処分について

市内中学生傷害事件については、平成29年7月10日に和解が成立した。教育委員会としては、本件のような重大事件は二度と起こさないという固い決意の下に、検証を行うことが重要であると考えた。そこで、第三者を含めた検証のための会議を重ね、「市内中学生傷害事件に係る検証報告書」をまとめ、平成30年第1回定例会にて、報告した。

今般、本件に係る対応として、教員の処分について、次のとおり報告する。

県費負担教職員の懲戒処分は、対象となった教員の行為が、懲戒処分相当の非違行為に該当するか否かを、服務監督権者である市教育委員会が判断し、懲戒処分に相当すると思料する場合には、県教育委員会にその旨を内申する。その後、任命権者である県教育委員会が懲戒処分相当と判断した場合には、懲戒処分となる。

本件については、第一審判決の中で教員の対応について指摘された事項を踏まえ、教員の行為が、懲戒処分相当の非違行為に該当するかどうかの検討をしてきた。その後、平成29年11月20日の教育委員会第11回定例会での意見を踏まえ、教育長が懲戒処分の内申はしないと判断し、県教育委員会に内申しなかった。

その理由としては、教員は、本件が発生する前から問題が発生した際に、その都度対応しており、注意を著しく怠っていたとまではいえないこと、不適切な指導および言動をしてはいないことなどによる。

#### 教員および加害者らに対する求償について

本件に係る対応として、教員および加害者らに対する求償について、次のとおり報告する。

##### 1 教員に対する求償について

本市が支払った解決金については、国家賠償法によって、教員に故意または重大な過失があったときは、その教員に対して、求償権を有することとなる。

重大な過失とは、判例によると、「わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」ものとされている。

本件においては、和解の基礎となった第一審判決において認定された事実を検証した結果、教員には、故意または重大な過失があったとまでは認められず、求償権を有しないという判断を、平成30年2月27日にした。

##### 2 加害者らに対する求償について

本件は、加害者の暴行と市の安全配慮義務違反により被害が発生したことから、共同不法行為と判断された。

共同不法行為者のうち1人が損害の全額を賠償した場合については、その全額を負担した者は、自己の寄与度を超える額について他の共同不法行為者に求償することができることとされている。

このため、加害者らに対して求償権を行使していくことを、平成30年2月27日に判断した。